

広島大学学術情報リポジトリ
Hiroshima University Institutional Repository

Title	淳和・嵯峨遺詔と承和十一年「卜筮を信ずべき朝議」
Author(s)	弘胤, 佑
Citation	史学研究, 307 : 1 - 26
Issue Date	2021-01-22
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00055701
Right	
Relation	



淳和・嵯峨遺詔と承和十一年「卜筮を信ずべき朝議」

弘 胤 佑

はじめに

淳和・嵯峨遺詔と承和十一年「卜筮を信ずべき朝議」(弘胤)

淳和・嵯峨遺詔は、それまで通例化していた山陵の造営に抵抗し、種々の葬送儀礼を簡略化するなど極端なまでの薄葬意識を体現しようとする特殊な遺詔である。淳和は、天皇として異例ともいえる自身の散骨を指示し、一定の場所(＝山陵)への葬送だけでなく、自らの遺骸を残すこと自体にも抵抗しようとした。また、嵯峨は、淳和遺詔と同様に薄葬を指示しながら、遺詔が遵守されない場合、自らが崇る主体となることを表明した。さらに、嵯峨遺詔について注目すべきは、卜筮を否定する文言(「卜筮を信ずる無かれ」)が含まれていることである。この遺詔によって否定された卜筮は、承和十一年(八四四)年「卜筮を信ずべき朝議」¹によって再び信頼すべきものとして位置づけられる。

さて、淳和・嵯峨遺詔は、和田軍一氏の研究以来、葬送史の観点から注目され、仏教・儒教・道教などの思想的影響を受けながら、元明以来継承された天皇の薄葬意識を、極限まで推し進めて作られたものとして注目されてきた²。主に、その多くが、遺詔の思想的背景を明らかにしようとするものであったが、別の視点から遺詔の分析を試みる研究もみられる。西山良平氏は、九世紀初頭以降たびたび発生した山陵の祟りと陵寺の展開過程に両上皇の遺詔を位置づけ、「淳和も嵯峨も自身の山陵のタタリを懸念する」がゆえに、淳和は散骨によって、嵯峨は「山陵のタタリ自体を否認」することによって、「山陵を制度的に不在」としたと結論づけ、両上皇の遺詔を「山陵のタタリの鎮圧を重大な課題とする」陵寺誕生の歴史的前提として評価している³。

さらに、山下克明氏は、日本の災異観の変遷の中に両上皇

の遺詔を位置づけて捉えようとした。山下氏は、律令制で導入された災異思想をはじめとする儒教的徳治理念と、(怨霊信仰の盛行と並んで広がった) 災害や怪異の要因を神や山陵の崇りに求める観念とが並び立つ九世紀前半の災異観との狭間で生まれたものこそ、両上皇の遺詔であるとする。それゆえ、嵯峨遺詔の意図は、災・怪異(物怪)を卜筮によって先霊の崇りとするような術数重視の神秘主義的な動向を止めることにあったとし、逆に承和十一年朝議は、「物怪↓卜筮」を公認し、防災・除災のために読経や奉幣を行う契機としての卜筮の重要性を確立させ、「災・怪異・物怪を神や霊の崇りとする日本的な災異観念」を定着させるきっかけとなり、それゆえ陰陽寮官人の職域の拡大につながったとする。このように、両上皇の遺詔は、極端な薄葬意識の表出という点で注目されるだけでなく、九世紀の崇りや卜筮に関わる問題にも重要な意味を持つと考えられる。

先の研究で山下氏が指摘した、淳和・嵯峨朝には「怨霊への畏怖を契機として崇る理由の見当たらない山陵、すなわち天皇の近親を含めた祖霊が神と同様に天皇の病氣や災害を起こす原因とされ」たという視点に立った山本大介氏は、⁶⁾ 両上皇の遺詔を「災異や不予など異常事態の原因は山陵の崇りであるという負の解釈を行うシステムに対する抵抗であった」と捉える。また、早良親王などの怨霊の崇りと山陵の崇りの「両者は卜占というシステムの前に同列に並べられ、天皇やその近親者の山陵が害意をもたらす神霊として理解され読経

や鎮謝が行われている」現状に対して、嵯峨は「自ら崇りをなす存在になることを示唆しながらも、崇りの要因を祭祀する側の問題に転換させることで抵抗を試み」るために「卜筮を信ずる無かれ」と述べたのではないかとする。

このように、葬送史・災異史・陰陽道史との関わりの中で論じられてきた両上皇の遺詔と承和十一年朝議であるが、中川久仁子氏は、淳和遺詔を皇位継承問題と繋げて捉えようとした。⁷⁾ 中川氏は、「淳和天皇の遺詔を考えるには、天皇の讓位と、恒貞親王の立太子の状況を熟考する必要がある」とする。詔が出された承和七(八四〇)年は、仁明天皇(淳和異母兄嵯峨の皇子)・皇太子恒貞親王(淳和皇子・母正子内親王)のもと、源潔姫(嵯峨皇女)を妻とし(道康の)叔父である中納言藤原良房の支援を受けた道康親王(父仁明・母橘嘉智子)が、その後継として期待されている状況であった。恒貞は、庇護者である淳和・嵯峨の死によって、伊予親王(父桓武・母藤原吉子)のように政変で追放されないとはいえない不安定な立場にあった。そこで、淳和は、散骨を指示する遺詔を、恒貞と腹心である中納言藤原吉野に示し、吉野が「山陵を起こさなかった天皇はひとりもいないとわざわざ語り、それでもなお淳和天皇の山陵が築かれなかったという」事実を示すことで「散骨の不自然さを一掃浮き彫り」にし、「その不自然さを印象づけることによって、恒貞親王に、皇太子位を返上するように論じている」のではないかとする。つまり、遺詔は「皇太子位辞讓そのものではなくても、東宮位を

廃されるようなことになっても騒ぎを起さぬようにとい
う、恒貞親王への訓戒」であると評価するのである。

中川氏の研究は、宮廷社会の政治情勢や皇位継承問題を遺
詔と関連づけることの重要性を示唆している。歴代天皇の中
で異例ともいえる遺詔を残した淳和・嵯峨が生きた時代は、
伊予親王事件(大同二(八〇七)年)・葉子の变(大同五(八一〇)
年)・承和の变(承和九(八四二)年)などの政変や排斥事
件がたびたび発生した時代であった。政変と皇位継承問題と
は密接な関係にあり、さらに嵯峨遺詔が出された二日後に承
和の变が起きていることを考えると、嵯峨遺詔と皇位継承問
題との間にも何らかの関係性を想起させる。そこで、本稿で
は中川氏の研究視角を踏まえて、淳和遺詔だけでなく、嵯峨
遺詔をも皇位継承問題と引き付けて捉え直してみたい。

また、承和十一年朝議についても、嵯峨遺詔を否定して卜
筮を肯定する論理構成をとる以上、間接的に皇位継承問題と
の関係性を想起させるのであるが、朝議を読み解く際に次の
点に留意したい。それは、朝議の中で嵯峨遺詔の内容とされ
ている「世間之事、每有「物恠」、寄「崇先靈」、是甚無「謂也」
の文言が、承和九年に出された嵯峨遺詔の文中に見られない
点である。山下氏はこの点について、「卜筮を信ずること無
かれ」の次に、嵯峨はその理由として「世間の事、物怪ある
毎に崇りを先靈に寄す。これ甚だ謂われ無きなり」と続けた
のであろう」とし、「続日本後紀」では意図的に削った可能
性がある」と述べている。⁸⁾しかしながら、後述するように嵯

峨遺詔は自身の葬送に関わる事柄を述べたものと考えられる
ため、遺詔内の卜筮も自身の葬送儀礼に関わるものとして捉
えるべきであり、この見解には賛同しがたい。この両者のず
れは、朝議自体の意味を考える上で重要な論点となろう。

以上の留意点を踏まえて、本稿では淳和・嵯峨遺詔の内容
を当時の政治課題(特に皇位継承問題)に引き付けながら解
釈し、また承和十一年「卜筮を信ずべき朝議」までの過程を
再吟味することで、両上皇の遺詔と承和十一年朝議を正確に
読み解くことを目的とする。

第一節 九世紀前半の皇位継承問題

本節では、淳和・嵯峨遺詔の意図を明確にするために、ま
ず、彼らを取り巻く九世紀前半の皇位継承問題について、先
行研究の成果に依りながら整理しておきたい。⁹⁾

(一) 桓武の即位

八世紀の天武系直系皇統は、聖武皇女孝謙⇨称徳の死に
よって断絶するが、称徳は聖武皇女・異母姉井上内親王と白
壁王の間に生まれた他戸親王に皇位を伝えることで聖武皇統
の存続を願い、遺詔によって白壁王を即位させて(光仁)、
井上立后・他戸立太子を実現した。称徳(とその支持者たち)
の構想では、光仁は本命他戸即位のための中継ぎであった。
しかし、聖武系皇統からの絶縁と新王朝への転換によって律
令国家の刷新を目指す勢力(光仁長子山部親王・藤原百川ら)

が画策した宝亀四（七七三）年の廢后・廢太子事件によって、本来直系資格のない山部が立太子し、天応元（七八一）年、桓武として即位した。天武直系の継承を主張するに無理があった桓武は、自らの新皇統を正統化する必要に迫られ、自身を中国の皇帝になぞらえる儀式・儀礼を次々と挙行する。例えば、中国皇帝が都の郊外で「天帝（昊天上帝）」を祀る儀式である「郊天祭祀」を日本で初めて実施し、また干支の中で大きな社会変革や変乱が起こるとされた三革（辛酉革命・甲子革命・戊辰革命）のうち、辛酉年（七八一年）に即位し、甲子年（七八四年）に長岡京への遷都を実施している。いわゆる「軍事と造作」をはじめとする種々の政治改革に絶大な指導力を発揮して、専制君主としての權威を高めた桓武ではあるが、篡奪者の引け目（怨霊の祟り）に終生苦しむとともに、自身の新皇統の正当化と權威付けに努力を重ね続けた。

（二）桓武の皇位継承構想

桓武は、即位と共に立太弟した早良親王を延暦四（七八五）年に抹殺し、第一皇子である安殿親王（平城）を立太子させた。周知の通り、この事件で廢された早良はその後怨霊となつて桓武に祟り、貞観御靈会に掲げられた御靈の一人に数えられることになる。事実、延暦十一（七九二）年には皇太子である安殿が、早良（崇道天皇）の祟りで体調不良をきたした。次期皇位継承者である皇太子に対して直接祟りが及んだことは、桓武はもちろんのこと、貴族たちにも祟りへの恐怖

心を掻き立てたはずである。

このような中で桓武は、自身の三人の皇子である安殿親王・神野親王（嵯峨）・大伴親王（淳和）による兄弟間での皇位継承を構想し、自身の皇統の直系化に取り組んだ。河内祥輔氏によると、桓武は、①聖武の皇統を継受する平城、②藤原氏との婚姻による皇統原理を象徴する嵯峨、③皇女との婚姻による皇統原理を象徴する淳和、の三つの皇統形成原理の分化と淘汰の中で、直系化のための有効な皇統原理の創出を企図しており、それゆえ桓武は大伴立太子を望んでいたとする。¹¹

しかし、桓武没後、平城讓位（嵯峨即位）によって立太子したのは、平城子である高丘親王であった。河内氏は、高丘立太子が、平城による桓武の皇位継承計画への反逆を意味したと評価している。さらに、神谷正昌氏は、桓武の時点で平城・嵯峨・淳和の三者に皇位継承権が限定されているわけではないと指摘しつつも、大同二（八〇七）年の伊予親王（父桓武、母藤原吉子）の排斥事件に象徴されるように、平城には自らの系統に皇統を一本化しようとする傾向が見られることから、高丘立太子の背景には平城の意志が働いているとする。¹² 自身の皇統への一本化を狙う平城と嵯峨・大伴や他の貴族たちとの間の亀裂が、弘仁元（八一〇）年、平城主導の政変（葉子の変）の一要因となったといえよう。この事件により、平城系は皇位継承の表舞台から脱落し、皇位継承は嵯峨系・大伴（淳和）系の両皇統の間で展開する。¹³ そして、嵯峨

は皇太子正良親王(嵯峨皇子)の、淳和は皇太子恒貞親王(嵯峨甥・淳和皇子)の後見となり、上皇は家父長としての儒教的な權威をもつ存在として、自らの皇子を支えることになる。

(二) 淳和・嵯峨による皇位継承

葉子の変によって高丘は廢太子され、代わって大伴が立太子した。弘仁十四(八二三)年には嵯峨が讓位、淳和が即位し、その皇太子に嵯峨皇子の正良(仁明)が立つことになった。この時、淳和は、妻である異母妹高志内親王(母藤原乙牟漏)との間に恒世親王をもうけていた。桓武の皇子女を両親とする彼は、絶大な皇位継承資格を持つ人物であったが、淳和は、嵯峨からの恒世立太子の打診を断って立太子させなかった。淳和と嵯峨による互讓のパフォーマンスは、貴族たちの間に亀裂が生じないよう配慮した結果、行われたものである。このような淳和・嵯峨間の慎重な皇位継承は、天長三(八二六)年に恒世が死去し、さらに翌年仁明と藤原順子(良房女)との間に道康親王(後の文徳)が誕生した頃から破綻の兆しを見せ始め、嵯峨系皇統が淳和系皇統よりも優位に立ちつつあった。しかし、天長十(八三三)年の淳和讓位(仁明即位)の際に、仁明は、嵯峨の家父長的權威のもと、淳和第二皇子である恒貞を立太子させており、両上皇の協調的な皇位継承構想は表面上保たれていた。

以上述べてきたように、光仁即位以降、皇位継承をめぐる貴族たちの動揺(他戸・早良の廢太子や葉子の変など)を経験しつつも、逆にそれらのことが貴族たちにとって教訓的な

経験となり、淳和・嵯峨の両上皇は、貴族たちの分裂を避けようと協調して皇位継承を進めていた。淳和・嵯峨在命のうち、彼らがリーダーシップを発揮して、協調的な両統迭立が維持されていたのであるが、両上皇の没後、承和の変によって嵯峨系皇統へ一本化されていくことになる。淳和・嵯峨遺詔は、以上のような八世紀末から九世紀前半にかけての皇位継承の展開を踏まえて捉えねばならない。それでは、具体的に遺詔の内容を検討していこう。

第二節 淳和・嵯峨遺詔の意図

本節では、前述した「淳和―恒貞」系と「嵯峨―仁明」系との両統迭立のなかに淳和・嵯峨遺詔を置いて、その意図を考えていくことにする。両上皇の遺詔を分析し、「卜筮を信ずべき朝議」との関係について考察したい。

(一) 淳和遺詔と山陵の崇り

淳和遺詔の内容

承和七(八四〇)年五月六日に淳和は自身の子である皇太子恒貞に遺詔する。その全文は次のとおりである。

後上天皇願_レ命皇太子_一曰、予素不_レ尚_二華飭_一、况
 擾_二耗人物_一乎、_○歛葬之具、一切從_レ薄、朝例凶具、固
 辭奉_レ還、葬畢積_レ纒、莫_レ煩_二国人_一、葬者藏也、欲_二人
 不_レ觀、送葬之辰、宜_レ用_二夜漏_一、追福之事、同須_二儉
 約_一、又国忌者、雖_二義在_二追遠_一、而絆_二苦有司_一、又歲

竟分^レ綵帛^一、号曰^二荷前^一、論^二之幽明^一、有^レ煩無^レ益、並須^二停狀^一、必達^二朝家^一、夫人子之道、遵^二教為^レ先、奉以行之、不^レ得^二違失^一、重命曰、予聞、^③人歿精魂飯^レ天、而空存^二冢墓^一、鬼物憑焉、終乃為^レ祟、長貽^二後累^一、今宜^二碎^レ骨為^レ粉、散^二之山中^一、於是、中納言藤原朝臣吉野奏言、昔宇治稚彦皇子者、我朝之賢明也、此皇子遭教、自使^レ散^レ骨、後世効^レ之、然是親王之事、而非^二帝王之迹^一、我国自^二上古^一、不^レ起^二山陵^一、所^レ未^二聞也^一、山陵猶^二宗廟^一也、縱無^二宗廟^一者、臣子何処仰、於是更報命曰、予氣力綿綴、不^レ能^二論決^一、卿等奏^二聞嵯峨聖皇^一、以蒙^レ裁耳、

〔統日本後紀〕承和七（八四〇）年五月辛巳（六日）条）
淳和は、皇太子恒貞に対し、簡素な葬儀や仏事を実施するよう求め（傍線部①）、また山陵を造らず遺骨を粉にして山中に撒くように指示している（傍線部②）。特に①については、その理由として、人が亡くなるとその「精魂」は「天」に「皈（帰）」るのであるが、「冢墓」が残っていると「鬼物」が「憑」いて「祟」をなして後々に災いを及ぼしてしまうことを挙げている。これらは、『礼記』壇弓・郊特性や『三国志』魏書文帝紀、『漢書』文帝紀に見られる魂魄思想の影響を受けている。淳和遺詔は、鬼物が憑依して現世に祟りの災いをもたらす根源となる山陵を破棄することで、祟りの連鎖を防ぐようにするものである。この文言の背景には、当時流行していた山陵の祟りに対する淳和の危惧があった。さらに、淳和自身

の遺体も散骨によって破棄することは、「鬼物」が憑依する場（＝山陵）を作らないよう配慮するものであり、淳和は自身の山陵の祟り化に強く抵抗したと考えられる。山本氏の言うように「淳和帝の薄葬の大意は「鬼物」が憑依して祟りをなす墓と遺体の破棄にあった」といつてよい。

山陵の祟りの政治的背景

淳和が、自身の祟りの起きうる状況を徹底的に排除しようとした背景として、延暦以来、山陵の祟りが相次いで発生していたことを考慮せねばならない。山陵の祟りは、淳和自身だけでなく、宮廷社会全体にとって大きな問題となっていた。例えば次のような事例が挙げられる。

- A 『日本後紀』延暦十一（七九二）年六月癸巳（十日）条
皇太子久病、卜^レ之祟^二道天皇^一為^レ祟、遣^二諸陵頭調子王等^一於淡路国^一、奉^レ謝^二其靈^一、
- B 『日本紀略』大同四（八〇九）年七月丁未（三日）条
勅、自今以後、不^レ得^二遊^レ獵於大原・栗前野・水生・日根等野^一、遣^二使^一於吉野山陵（井上内親王）^一、掃^二除陵内^一、并説経^上、以下^二亢旱累^一旬、山陵為^レ祟也、
- C 『類聚国史』大同五（八一〇）年七月丙辰（十八日）条
遣^二石大弁從四位上藤原朝臣藤継・陰陽頭安倍朝臣真勝等^一、鎮^二祭高島陵^一（乙牟漏）^上、以^二聖体不予山陵^一為^レ祟也、
- D 『類聚国史』弘仁七（八一六）年六月壬戌（二十八日）条

神祇官言、伐高畠山陵(乙牟漏)樹、崇見龜兆者、勅、朕情所敬、唯在山陵、而有司不勤督察、致斯咎徵、求之國典、其刑非輕、自今以後、嚴加禁斷、

E 『日本紀略』天長八(八三二)年六月丙戌(二十日)条内裏有物怪、仍遣使告相原山陵(桓武)、其詞曰、云々、又告石作山陵(高志内親王)、

『日本紀略』天長八(八三二)年六月壬辰(二十六日)条

屈廿二口僧、分頭相原・石作山陵、誦經、防物怪一也、

F 『日本紀略』天長八(八三二)年十二月甲戌(十日)条相原山陵(藤原百川)、令掃清誦經、為崇也、

G 『統日本後紀』承和五(八三八)年七月丙寅(十一日)条

令僧沙弥各七口、誦經於相原山陵、以有物怪也、淳和遺詔が出される前には、AとGのような山陵の崇りに示す記事が多く見られる。一つ一つの山陵の崇りには、山陵に葬られた主体である故天皇・故后・故廷臣らの皇位継承問題に対する懷疑や不満の表明という面があると思われ、また崇りに対する鎮魂は、現実形成された不満勢力による何かしらの行動を警戒する政権側の予防措置という面があると想定される。この観点に立ってみていこう。

Aは、崇道天皇(早良)が、皇太子である安殿(平城)に

体調不良という形で崇りをなした事例である。安殿は、早良廢太子の後に立太子した人物であるが、もちろん安殿を立太子させたのは桓武であるし、早良を廢太子に追い込んだのも桓武であるから、安殿への崇りではあるものの、桓武が主導する皇位継承に対する不満を表明した崇りであるといえる。そして、早良の崇りが公然と主張される背景には、早良廢太子・平城への皇位継承に不満を持つ人々の存在が想定され、桓武(政権)は早良の崇りを鎮魂することで彼らの不満を抑え反発を躲そうとしているのである。

Bは、吉野山陵(井上内親王陵)が、山陵の不浄を理由として早魃という形で崇りをなした事例である。前述のように、井上は、光仁即位とともに立后した後、宝龜三(七七二)年三月に廢后された人物である。彼女を廢后に追い込んだ人物として藤原百川が挙げられ、彼は藤原永手らとともに山部(桓武)の立太子に力を尽くした。のちに桓武は、百川の功に謝してその子緒嗣を特別に寵遇し、また娘旅子は、桓武夫人となつて淳和を産むことになる。よつて、井上による崇りの背景には、Aとともに桓武の皇位継承構想を不満とする勢力(平城上皇ら)に対して、政権が井上の崇りと鎮魂を演出して彼らの動きを警戒し抑制しようとしたと考えられる。

CとDは、藤原乙牟漏の崇りである。Cは、高畠山陵(藤原乙牟漏陵)が、嵯峨の体調不良という形で崇りをなした事例であり、Dは、高畠山陵による崇りが起きないようにするために山陵の樹木伐採嚴禁を命じた事例である。CとDは、

その背景を区別して考える必要がある。Cにみえる藤原乙牟漏は、桓武皇后で平城・嵯峨・高志内親王の母であり、高志が生んだ恒世親王の祖母である。高丘親王は、大同四(八〇九)年に父・平城が讓位して嵯峨が即位すると共に皇太子に立てられたが、翌年の葉子の變に伴って廢されている。葉子の變を前にしたCの崇りの背景には、嵯峨による高丘廢太子の動きを牽制する平城支持勢力の存在が想定され、政權(嵯峨)は平城派の動きを未然に抑えるために、乙牟漏の崇りとその鎮魂を演出したのである。

さて、山陵に派遣された藤原藤繼(藤嗣)は、平城・嵯峨の外祖父である藤原良嗣の娘を母に持ち、彼女は乙牟漏と姉妹関係にあたる。藤嗣自身は、平城即位以後、從五位上↓從四位下と急速に昇進し、高丘の春宮大夫も務めていることから平城からの信頼も厚かった。これらをもとに考えると、平城と嵯峨の緊張状態にあつて、政權による平城勢力の慰撫の演出のためには、藤嗣が血縁的・社会的地位ともに適任であつたといえよう。ちなみに、藤嗣は、葉子の變や嵯峨の即位時には嵯峨側に立っていることから、山陵の使者となつた段階で既に嵯峨と繋がり、自身の任務も十分理解していた可能性もある。

さらに、嵯峨不予の時期には、崇道天皇(早良)や伊予親王・藤原吉子へ度者が与えられたり、写経が行われたりしていること⁽¹⁸⁾から、嵯峨不予が早良・伊予の怨念を想起させたこととは明らかである。同時に、伊勢神宮(藤嗣が任命されてい

る)や石上神宮へ奉幣使派遣も行われている⁽¹⁹⁾。乙牟漏のみならず、皇位継承構想に敗れた早良や伊予の靈の鎮撫や、伊勢・石上神宮への奉幣使派遣など、多様な手段で嵯峨の病氣治癒に取り組む理由として、天皇不予という形で現実化した(と考える)崇りの消除を第一目標とし、嵯峨自身が抱く恐怖・不安を解消することや、早急に天皇の病を治癒し天皇を頂点とする宮廷社会の秩序の維持・回復を実現することが考えられる。しかし、早良以降の失脚者への対応の裏には、桓武から嵯峨に至るまでの一連の皇位継承へ疑問を抱く貴族たちの存在があり、山陵への手厚い対応が一種の不満緩和装置として働く側面もあるのではないだろうか。さらに、嵯峨は、この時期に居処を東宮に移している⁽²⁰⁾。のちに嵯峨は、即位当初に病床に付した時、平城に対して皇位返上を申し出ていることから⁽²¹⁾、東宮遷御と同時に退位を申し出た可能性が高い。むしろ、嵯峨による退位の申し出は儀礼的な手続きに過ぎないが、葉子の變を目前に控えた当時の政治情勢を鑑みると、東宮遷御・嵯峨退位の意志を(本気ではないにせよ)公にしたのは、政權が、平城再即位の現実性を匂わせることで、平城支持勢力の不満を和らげたからではないか。このように考えるならば、嵯峨不予に対する種々の政策は、平城・嵯峨の緊張関係、ひいては皇位継承問題を念頭に置いて捉える必要があるといえよう。

一方、Dは、高丘廢太子に象徴される嵯峨の皇位継承構想に不満を抱く人々に対して、平城と、当代天皇嵯峨の二人の

母で恒世の祖母である乙牟漏の崇りを持ち出し、それを鎮魂することで不満を躲そうとしたものであろう。Dの崇りの要因として挙げられているのは山林の伐採であり、Cのような人的被害が出ている訳ではないのにも関わらず崇りとして演出されているのは、葉子の変以後の皇位継承に対する不満分子への警戒・配慮に他ならない。Dの背景には、恒世こそ直系とみる勢力の存在が想定されるのではないだろうか。

Eは、柏原山陵(桓武)と石作山陵(高志)が物怪という形で崇りをなした事例であり、Fは、相楽山陵(百川)が崇りをなした事例である。ここでの桓武・高志・百川の崇りは、桓武―淳和―恒世・恒貞を正統皇統とする観念(とそれを支持する勢力)を代弁するものであり、崇りへの鎮謝は、淳和讓位(仁明即位)の際、恒貞立太子を求める動きに対して肯定的に応じるといふ嵯峨のシグナルとみることができよう。

Gは、柏原山陵が崇りをなした事例である。この崇りは、桓武の遺志(淳和系正統)の尊重と恒貞の東宮辞退の抑止を求める動きを反映し、鎮謝はそれに対する嵯峨・仁明の肯定的反応とみてよいのではなからうか。

さて、ここで今一度触れておきたいのは、全ての崇りを現実存在する反発勢力の不満表明とダイレクトに捉えるべきではないということである。崇りを、具体的な反発勢力による不満表明として捉えるならば、政府の鎮謝という対応は十分と言わざるを得ず、政権打倒を考える反対派が崇りによって常に自己主張し、政権を揺さぶっていることになって

しまう。実際に崇りかどうか判定し、鎮謝という対応策を建議するのは、陰陽寮・神祇官という政府管轄下の官司なのであるから、山陵の崇りと鎮謝(清掃・読経)はセットとすべきで、あくまで「山陵が皇位継承問題に不満を表明している」という形式をとった政権側の演出であるということもできよう。つまり、崇りは不満分子にとって政府公認の自らの意志の代弁でもあり、彼らは崇りに怯える(ふりをする)天皇や政府首脳の様子を見て溜飲を下げ、逆に政権側は、不満分子たちの意志を、崇りを介在して表出させて鎮謝するという一連の対応をとることで、反政権の大きな動きが発生しないよう配慮する。九世紀前半に山陵の崇りが多く発生した背景には、恒常的に皇位継承への不満を持つ勢力が存在していたことを考えねばならず、そのこと自体が政権にとって問題となっていたのである。

崇り(とそれに対する鎮謝)には、現実に存在する反発勢力の直接的な不満表明として政権(現天皇とその皇統)に動揺をもたらす側面だけでなく、宮廷社会の安寧を図る統治システムの一手段としての側面があったと評価できるのである。

淳和遺詔の意図

では、なぜ淳和は自身の皇統を嗣ぐことが約束されている皇太子恒貞に対して薄葬意識を突き詰めた散骨を指示し、崇りをなさないことを宣言したのだろうか。ここで想起しなければならぬのが、淳和を取り巻く皇位継承問題である。前述のように「淳和―恒貞」系と「嵯峨―仁明」系の両統迭立

は、淳和・嵯峨存命のうちは安定していたものの、兩上皇の没後、その協調性に陰りが見え始める可能性を秘めていた。

河内氏によれば、平城・嵯峨・淳和の中で、当初淳和の皇位継承権が比較的有力視されていたものの、八二〇年代に入ると、嵯峨皇女源潔姫と藤原良房の婚姻をはじめとした嵯峨系と藤原北家の親縁性が高まり、天長三（八二六）年の恒世死去や道康誕生を転期に嵯峨系が直系皇統としての優位性を持ち始めたという²³。このような政治情勢を考慮すると、淳和は自身の没後、嵯峨の圧倒的な権威のもとで淳和系皇統の存続が難しくなる将来を予見していたからこそ、遺詔によって自身の崇りを口実とする政争を未然に防ごうとしたのではないだろうか。淳和没後、淳和系の皇位継承権を持つのは皇太子恒貞であるが、仁明皇子道康の外戚良房を中心とする仁明支持勢力によって、皇統が嵯峨系へと収斂される可能性の高まった状況の中、皇太子恒貞は微妙な立場に追い込まれていた。淳和は、自身の没後の皇太子恒貞の立場を憂慮していたはずである。

ここで、仮に淳和の山陵が作られたとして、のちに皇太子恒貞が廢太子されるような事態となった場合を考えてみよう。この時、恒貞支持の官人たちが卜筮によって淳和山陵の崇りを持ち出して巻き返しを図るか、逆に（政権によって）卜筮を口実とする恒貞支持の官人たちによる陰謀がでっち上げられる可能性もあり、いずれの場合も政争による混乱を生み出してしまふ。兄嵯峨と協調関係にあり、また自身の皇統

の悲観的将来像を描くことができた淳和としては、そのような紛糾によって恒貞が窮地に立たされることを避けたかった。そこで淳和は、自身が崇りの主体とならないよう配慮することで皇位を巡る争いを未然に防ごうと、薄葬・散骨指示を含む遺詔を出したのである。「はじめに」でも述べたように中川氏によれば、淳和と中納言藤原吉野は、遺詔のやり取りを通じて恒貞に皇太子位の辞讓ないしは廢太子となっても騒ぎを起こさないよう訓戒したと考えられる²⁴。従って、「崇らない」と宣言する淳和遺詔は、兄嵯峨に対する淳和系皇統断絶の容認表明であるとともに、皇太子辞退という状況になった場合、恒貞の地位保障の要請も含意されていたとみることができよう。

（二）嵯峨遺詔

淳和没後の山陵の崇り

遺詔の通り山陵を造らせなかった淳和は、崇りの主体とならなかった。しかし、遺詔は淳和自身の葬送に関わるものであって、山陵の崇り一般を防ぐものではなかったため、山陵の崇りは、淳和遺詔から嵯峨遺詔に至るまでの間にたびたび登場する。『続日本後紀』承和七（八四〇）年六月己酉（五日）条には「物怪見^三于内裏^一、柏原山陵為^二崇^一、遣^三中納言正三位藤原朝臣愛発等於山陵^一祈祷焉」とあり、内裏の「物怪」が柏原山陵（桓武）の崇りであるとされ、遣使山陵によって対応している。以前にも「物怪」は内裏で何度か登場し、山陵の崇りとされたことは前述の通りである。翌年の五月壬申

(三日)には、山科(天智)・柏原山陵の崇りへの報謝が行われているが、同日神功皇后陵への宣命に「自此之外(糸毛)物恠亦多」とあるように、「物恠」は柏原山陵の崇りとみなされていたようである。²⁶⁾

ここで、承和七年に山陵へ派遣された藤原愛発について少し触れておきたい。愛発は、葉子の変に際して立太弟した大伴(淳和)の春宮大進や正良(仁明)の春宮大夫、淳和崩御時の御前次第司長官を務め、何より皇太子恒貞の舅であった。派遣時には、仁明皇子の道康擁立を不安定な立場にあったと予想できる。その中で、仁明や良房は、迫りくる淳和系断絶(恒貞廢太子)の機会に備えて、あらかじめ淳和系存続を望む勢力の不满を和らげておく必要があった。なぜなら、淳和・嵯峨双方の血統を承ける恒貞こそ正統と捉える貴族は、少なくなかったはずだからである。そのように考えると、仁明や良房が、柏原山陵(桓武)の崇りを「物恠」として表出し、淳和と信頼関係にあって皇太子恒貞の舅である愛発に鎮魂させたのは、淳和・嵯峨の父であり皇統の祖である桓武に対して、次期皇位継承者である恒貞が、自身の責任と人脈で立派に対応した事実を演出するためであったと考えられる。この崇りと陳謝の真の狙いは、恒貞即位が既定路線であることを淳和系存続を望む勢力に再確認し、彼らの不满を和らげることにあつたのではないだろうか。

さて、承和八(八四一)年十月二十九日には柏原山陵周辺

の樹木伐採による穢れの崇りが、仁明に及んで体調不良をもたらした。²⁶⁾ 嵯峨不子の部分でも述べたように、天皇不子は天皇・貴族たちにとって早急に解決せねばならない緊急事態であり、病の原因が桓武の崇りである以上、派遣された使者の最重要任務は祭祀を挙行して桓武の怒りを鎮めて病の治癒を願うことに他ならない。この任務を負う使者となつたのは、正躬王と藤原助である。正躬王は、承和の変の際に謀反者を尋問する立場にあつた人物で、藤原助は、淳和のもとで蔵人頭も務めつつ、正良(仁明)の春宮少進を務めた人物である。

両者に共通しているのは、承和の変以降も昇進を続けていることである(正躬王の最終官位は参議刑部卿正四位下兼行越前権守・藤原助は参議正四位下左兵衛督兼近江守)。承和の変時の立場やその後の昇進を考えると、両者と仁明・良房ら政府首脳との関係は比較的良好であつたことが想定でき、仁明自身が信頼する彼らを使者として抜擢して体調回復の重責を担わせ、祭祀の実行と成功を確実なものにしたかたのではないか。しかも、正躬王は桓武の孫であり、血縁関係があつた。正躬王をあえて祭祀の責任者として派遣することで、桓武の怒りを鎮める祭祀の効能を最大化しようとしたとも考えられる。

しかし、当時の政治情勢を加味すると、仁明・良房による淳和系支持勢力への牽制の意味合いも否定できない。仁明の病の原因として、皇統の祖である桓武の崇りを位置づけて厳格に対処することで、仁明ら政府首脳の桓武への謝罪と反省

を演出し、淳和系存続を目論む勢力の溜飲を下げさせることで政治の安定化を図る。一連の柏原山陵への対応には、恒貞即位を望む勢力の存在を忘れてはならない。

さらに、ここで強調しておきたいのは、淳和遺詔から嵯峨遺詔までの時期に起こった三回の山陵の崇りが、全て柏原山陵(桓武)の崇りであったことである。つまり、それは仁明・良房ら政府首脳を目指す嵯峨系の皇位継承構想に対する、皇統の祖・桓武の不满表明とみなされた(あるいは政権がみなした)ことを意味する。むろん、政権側の演出と考えても、淳和系皇統断絶(恒貞廢太子または辞退)を疑問視する勢力の存在を想起させる。彼らの意思を反映するために、卜筮によって山陵の崇りを表出し鎮謝するという一連の演出を通して、政権がその意思を肯定的に容認することを示し、皇位継承問題の紛糾と貴族たちの分裂を避けようとしたのである。このような流れの中で、嵯峨遺詔が出されることになる。

嵯峨遺詔の論理

承和九(八四二)年七月十五日、嵯峨上皇は次のように遺詔した。既に詳細な読解・分析を加えた山本大介氏や藤原克己氏(註)の研究を参考にしていきたい。

丁未、太上天皇崩于嵯峨院、春秋五十七、遺詔曰、余昔以不徳、久忝帝位、夙夜競々、思濟黎庶、然天下者聖人之大宝也、豈但愚戇微身之有哉、故以三万機之務、委於賢明、(註)一林之風、素心所愛、思欲無位

無号詣山水而逍遙、無事無為翫琴書以澹泊、後太

上皇帝陛下、寄言古典、強我尊号、再三固辞、遂不獲免、生前為傷、歿後如何、因茲除去太上之葬礼、欲遂素懷之深願、故因循古事、別為之制、名曰送終、夫存亡天地之定数、物化之自然也、送終以意、豈世俗之累者哉、余年弱冠、寒痲嬰身、服石變熱、頗似有驗、常恐天傷不期、禁口無言、是以略陳三志、凡人之所愛者生也、所傷者死也、雖愛不得延期、雖傷誰能遂免、人之死也、精亡形銷、魂無不之、故氣属於天、体歸于地、今生不能有堯舜之徳、死何用重國家之費、故桓司馬之石槨不如速朽、楊王孫之羸葬不忍為之、然則葬者藏也、欲人之不得見也、而重以棺槨、繞以松炭、期枯腊於千載、留久容於一壙、已乖歸真之理、甚無謂也、雖流俗之至愚、必將咲之、豐財厚葬者、古賢所諱、漢魏二文、是吾之師也、是以欲朝夕葬、夕死朝葬、作棺不厚、覆之以席、約以黑葛、置於床上、衣衾飯哈、平生之物、皆絶之、復斂以時服、皆用故衣、更無裁制、不加纏束、着以牛角帶、挾山北幽僻不毛之地、葬限不過三日、無信卜筮、無拘俗事、夜尅須向葬地、院中之人可着喪服而給喪事、天下吏民不得着服、而供事今上者、一七日之間、得服衰經、過此早积、(註)其近出、入臥内者、(註)應着素服、余亦准此、燭者十二人、並衣以鹿布、從者不超過廿人、(註)覆院近、

男息不_レ在_三此限_一、婦女一_レ從_二停止_一、穿_レ坑淺深縱橫、可_レ容_レ棺矣、棺既已_レ下了、不_レ封_{不_レ樹}、土与_レ地平、使_三草生_一上、長絶_二祭祀_一、但子中長者、私置_二守家_一、三年之後停_レ之、又雖_レ無_レ資財、少有_二琴書_一、処分具_二遺_レ子戒_一、又釈家之論、不_レ可_二絶棄_一、是故三七、七七、各庵布一百段、周忌二百段、以_レ斯於_二便寺_一追福私布施細綿十屯、娶以、生相、可_レ置_二素札_一上、一切不_レ可_レ配_二国忌_一、每_レ至_二忌日_一、今上別遣_二人信於一寺_一、聊修_二誦經_一布施綿之數、同_二上齋_一、終_二一身_一而即休、他見不_レ効_レ此、後世之論者若不_レ從_レ此、是戮_二屍地下_一、死而重_レ傷、魂而有_レ靈、則冤_二悲冥途_一、長為_二怨鬼_一、忠臣孝子、善述_二君父之志_一、不_レ宜_レ違_二我情_一而已、他不_レ在_二此制中_一者、皆以_二此制_一、以_レ類從_レ事、

(『続日本後紀』承和九(八四二)年七月丁未(十五日)条)
嵯峨遺詔は、中国の故事を踏まえながら、自身の葬送を薄葬にするよう明確に指示するものである。

遺詔の前半部では、中国古典をもとにして、嵯峨が薄葬を指示した理由を述べる。まず、淳和から嵯峨への太上天皇の尊号奉呈について(傍線部①)、「淳和に讓位した後、自身は無位無号の立場から悠々自適に余生を過ごしたいと思つてしたが、淳和は太上天皇の尊号を強いてきた。私は再三固辞したが、ついに尊号を受け入れることになった。私は生前に尊号を受け入れるという)人の道に外れるようなことをしてしまつたので、没後、どんな報いを受けるか不安で仕方がない。

そこで、せめて私が亡くなった時の葬礼は、太上天皇の格式の葬礼ではない形で行い、日頃からの深願を遂げたい。よつて故事に倣つて特別の制を作り、「送終」と名付ける」というのである。藤原克己氏によると、「送終」は中国古典の用例から葬儀と同義である。嵯峨は、太上天皇の通例ではない、嵯峨特有の太上天皇の葬礼を「送終」と名付けたのである。ちなみに「送終」の名は、三国時代に活躍した学者である皇甫謐(二一五年―二八二年)の列伝が収められている『晋書』皇甫謐伝にその名の起源がある。皇甫謐伝には、葬送の制を「篤終」と名付けて持論を展開する箇所がある。嵯峨の「送終」は、皇甫謐伝の「篤終」と多く措辞が一致しており、遺詔の根本に「篤終」があつたことは言うまでもない。

さらに遺詔では、薄葬の理由として、「生きることや死ぬことは、天地の相関によつて決まるものであり、万物は移り変わるといふ自然の道理である。「送終」(葬儀)に対してあれこれと考えを巡らすことは、世俗の煩いとされる」ことを付け加えている(傍線部②)。ちなみに、皇甫謐伝の「篤終」には「存亡天地之定制、人理之必至也」とあり、嵯峨はこれ(生死を天地の相関関係によつて定まつた道理と捉える観念)を継受している。

また、「遺体を葬ることの本質は隠すことである。他人が荒らすことのできない形にすることが望ましい。…(中略)大きな財力や財物をかけて手厚く葬ることは古の賢人が避けたところであり、私は漢・魏の二人の文帝を師と仰いでい

る」とし、厚葬の問題点や名君とされた漢・魏の文帝の事績を薄葬の理由として挙げる(傍線部③)。「葬者蔵也、欲_レ人之不_レ得_レ見也」の部分は、先の淳和遺詔にも同様の内容(葬者蔵也、欲_レ人不_レ親)がみられ、両者ともに『礼記』壇弓上(葬也者蔵也、蔵也者欲人弗得見也)や『晋書』皇甫謐伝(夫葬者蔵也、蔵也者、欲人之不得見也)からの引用であって、淳和・嵯峨ともに古代中国の靈魂観や皇甫謐伝「篤終」にみられる葬送論を共有していたものと思われる。ちなみに、漢・魏の文帝だけでなく、中国の聖帝である堯・舜への言及もみえる(「今生不能有堯舜之徳」、死何用重国家之費)。このように遺詔では、自然の摂理、自らの不徳、古代中国の賢人の事績、など様々な視点から薄葬に至った背景を説明する。

さて、山本氏は、淳和・嵯峨遺詔における崇りを回避する方法の違いに注目している。淳和遺詔は、崇り化の要因を「冢墓」(山陵)に憑依した「鬼物」へ求めるのに対して(「人歿精魂皈_レ天、而空存_二冢墓_一、鬼物憑焉、終乃為_レ崇)、嵯峨遺詔は、人は死ぬと精神も形(体)も失せるが、魂は自由に浮遊し続けるので魂の気は天に属し、身体は地に帰るという「礼記」郊特牲(魂氣歸于天、形魄歸于地)・『晋書』皇甫謐伝(人之死也、精歇形散、魂無不之、故氣属于天)の靈魂観をもとに(波線部A)、崇り化の要因を、遺詔不履行という祭祀側の失策に求める(波線部B)。山本氏は、この違いが、「山陵を一切否定することによる崇りの回避」(淳和)

と「山陵は残しながらもその祭祀方法が守られることによる崇りの回避」(嵯峨)という方法の違いに帰結したとする。嵯峨が、薄葬遺詔の遵守を条件に崇り化しないことを約束し、崇りの原因を葬送側(政権)の行為へと上手く転嫁した点は、淳和遺詔とは異なる嵯峨遺詔の独自性を捉える上で重要である。

そして、嵯峨遺詔の中で、「卜筮を信すべき朝議」が否定した部分こそ、「無_レ信_二卜筮_一」(傍線部④)である。この文言も先述した『晋書』皇甫謐伝の「篤終」(「無_レ信_二卜筮_一、無_レ拘俗言)からの引用部分である。先行研究では、嵯峨遺詔の卜筮を、災異一般の卜筮とみなし、朝議の結果、卜筮を中心に据えた神霊の崇りに基づく災異観が広まったとみるのであるが、「無_レ信_二卜筮_一」の意図するところを読み解くためには、遺詔全体の文脈の中で改めて捉え直す必要がある。嵯峨遺詔の後半部は、自身の葬送に関わる指示がその大部分を占め、「無_レ信_二卜筮_一」の前後は、葬送地と葬送日程に関する指示や諡号(おくりな)や誄詞(るいし)、死者の生前の業績をたてる言葉)や飯含(はんがん、死者の口に米や球を含ませること)や呪願(祈願文を読み上げること)、忌魂帰日(魂が帰る日を祀ること)など、種々の葬送儀礼をはじめとする「俗事」に拘らないよう要求する内容である(傍線部④)。つまり、「無_レ信_二卜筮_一」とは、嵯峨遺詔の全体論旨や文言前後の文脈を考慮すると、自身の葬送に関わる諸行事について、「遺詔で示した内容を否定するような卜筮の結果が出た

としてもそれに従ってはいけない」ということであって、遺詔のいう卜筮はあくまで嵯峨自身の喪葬に関わる卜筮を指すと捉えるべきである。

嵯峨遺詔の意図

嵯峨が見せた自身の崇りに対する拒絶の姿勢には、どのような意図があるのだろうか。嵯峨遺詔の場合も、淳和遺詔と同様に皇位継承問題との関わりが重要になってくる。嵯峨は、自身の没後、皇統が嵯峨系に一本化されることを予知していた。事実、嵯峨の亡くなった二日後に承和の変が起き、恒貞の廢太子と道康(文徳)の立太子が行われた。

承和の変の原因について、古くは『続日本後紀』の記事に則り、橘逸勢・伴健岑らによる謀反であるとされるものや藤原良房(あるいは皇后橘嘉智子との共謀)によって伴氏らの排斥を目論んで仕組んだものとされてきたが、福井俊彦氏・神谷正昌氏は、恒貞支持派官人と仁明支持派官人の対立という新たな視点から変を捉えようとした^{②)}。すなわち、淳和朝には「藩邸の旧臣(春宮坊官人として皇太子時代に仕えていた者)の登用・昇進が進んだのに対し、仁明朝には良吏や嵯峨との関係の深い者の登用・昇進が行われているという違いをもとに、恒貞即位(と共に起こりうる「藩邸の旧臣」の昇進)を阻止するために仁明派官人が仕掛けたクーデターである」と理解するのである。さらに、承和の変で処罰された官人は、恒貞と関係の深かった大納言藤原愛発・中納言藤原吉野・参議(春宮大夫) 文室秋津らの公卿をはじめとして、春宮坊官人・

関係者をあわせると六十余人に及んだ。恒貞系・仁明系それぞれに仕えている官人にとって、「正統な皇統をどちらが継承するのか」という問題は、今後の自身の昇叙・昇進に直結する死活問題である。廢太子のみならず、恒貞の春宮関係者をも巻き込む結果となった背景には、今正秀氏の指摘する皇位継承構想との関係、つまり仁明派官人が恒貞派官人(「藩邸の旧臣」)をこぞって追放することによって、皇統分化に伴う貴族層の分裂への危惧を一掃しようとしたことを踏まえなければならぬ^{③)}。このクーデターは、多くの官人たちから理解が得られたからこそ成功したのであるが、皇后橘嘉智子や仁明が、阿保親王の密書を黙認したことで恒貞廢太子や官人追放という事態に発展したのだから、皇后橘嘉智子や仁明の(変に対する)合意が、良房ら仁明派官人の行動を根底から支えていたのは明らかである。承和の変の背景には、藤原氏の他氏排斥という一側面のみならず、皇位継承と深く関係する恒貞支持派・仁明支持派の昇叙・昇進を巡る利害関係を考慮せねばならない。

このような背景を持つ承和の変の二日前に出された嵯峨遺詔の意味をどのように考えればよいのだろうか。嵯峨遺詔の「自身の葬送に関わる「君父之命」を遵守しなければ崇る」という主張は、裏返せば「葬送を「君父之命」の通りに実施すれば崇ることはない」ということにもなる。つまり、嵯峨は遺詔を通じて「遺詔遵守の場面以外で自身は崇り化しない」ことを宣言したのである。そうであれば、仮に嵯峨没後、災

異に対する卜筮が「嵯峨山陵の崇り」を示したとしても、遺詔を守っていれば信じる必要はないということになる。これを遺詔当時の政治情勢と繋げて考えれば、桓貞が即位して淳和・嵯峨系皇統の迭立状態が継続しようが、道康が立太子して嵯峨系皇統に一本化されようが、遺詔を遵守しさえすれば自身は崇りの主体とならないことを意味する。嵯峨は、自身の没後、(淳和・嵯峨という後見を失った)皇太子桓貞の立場が危うくなり、ともすれば仁明派官人によるクーデターへ発展する可能性をも十分想定できたはずである。クーデターが現実に行なわれれば、嵯峨は、桓武の準備した兄弟間皇位継承の中で選ばれた正統な皇統の祖として位置づけられる。

桓武が崇りの主体としてたびたび政治利用されたのは前述した通りであるが、道康即位以降、再び皇位継承が分化する事態が発生した場合、選ばれし皇統の祖である嵯峨も、桓武同様に崇りの主体として政治利用されうる権威ある存在となるかもしれない。このように考えると、嵯峨遺詔の真の意図は、皇統一本化の始発点として権威を付加される自身の存在が、崇りとして政治利用され、宮廷社会の秩序を攪乱する事態とならないようにすることだったのでないか。皇位継承の分化と官人の対立とは密接な関係にあることを実感した嵯峨だからこそ、徹底して自身の崇り化へ抵抗したのである。

さらに注目すべきは、淳和・嵯峨遺詔ともに国忌・荷前を辞退している点である(遺詔内二重傍線部)が、特に国忌に注目したい。国忌は天皇・皇后の忌日を廃務や廃朝とする制

度である。延暦十(七九一)年、国忌の対象者が削減され、桓武の曾祖父(天智)、祖父母(志貴皇子・紀椽姫)、両親(光仁・高野新笠)、皇后(藤原乙牟漏)と聖武天皇の七人となった(国忌省除^③)。この国忌省除について、服藤早苗氏は「国忌や別貢幣対象陵墓を自己の直系祖先のみに限定することで家の祖先祭祀を創設し、自己の王朝の正統性を表明するもの」として評価した^④。さらに藤堂かほる氏は、服藤氏の見解を支持しながら、八世紀の律令国家の国忌廃務は「天智と天武を律令国家の祖宗として位置づけ」、「全官司・全官人に対して毎年同じ日を先帝意識として意識させる」ものであったのに対し、光仁・桓武の場合は「自らの正統性を父系の出自に求め、それを強調し」、「先帝祭祀の対象を自らの直系祖に限定し、先帝祭祀の宗廟制的再編」を目指し、全官人に「皇統意識」を植え付けるものであったと評価している^⑤。延暦十年以降の国忌の在り方は、皇統意識と不可分の関係にあるといえそうである。では、淳和・嵯峨が国忌を辞退したことは、どのような意味をもつのだろうか。服藤氏・藤堂氏の見解に従えば、国忌へ組み入れられることは、現皇統の正統性を強調すべく権威付けされた先帝の一人となることを意味する。国忌省除から嵯峨遺詔までの間に国忌へ加えられた人物は、①藤原帯子(平城の贈皇后、父百川・母諸姉(藤原良継娘)・旅子の同母妹)、②藤原旅子(桓武夫人(贈皇太后)、淳和母)、③高志内親王(桓武皇女、母藤原乙牟漏、淳和妃(贈皇后)、同母兄に平城・嵯峨)、④平城の四人であり、淳和・嵯峨も

いずれ国忌に加えられる可能性が十分にあった。国忌に設定されれば、忌日の廃務を通して全官人に皇統意識を喚起させる特別な存在となり、その一員となった淳和・嵯峨が発生の主体となる崇りは、現政権(皇統)に対する先帝の怒りとして大きな影響力を持つことになる。特に嵯峨の場合、嵯峨系皇統への一本化が達成された折には、(平城・嵯峨・淳和の中から)選ばれた皇統の祖としてその権威は絶大なものとなる。このように考えるならば、両上皇が国忌を辞退した真の意図は、全官人の皇統意識を覚醒させる先帝の一員となることを拒否して、自身は皇統意識と無関係の存在であると強調することにあつたのではないか。皇統意識と無関係の存在であると公的に宣言すれば、自身が持ちうる政治的影響力を国忌に組み入れられた先帝に比べて矮小化し、皇位継承に口を出す存在ではないと宣言したが故に(淳和・嵯峨を)崇りとして政治利用する価値を失わせ、その結果崇り化する事態を回避することができる。加えて、淳和は山陵を造営せず散骨することに於て、嵯峨は政権に遺詔遵守という崇りの予防策を示すことによつて、自らの崇り化に抵抗しようとした。つまり、両遺詔にみえる、この二重の崇り化への抵抗策は、皇位継承問題と不可分ではないのである。ちなみに、「崇りたくないから山陵を作らないで散骨せよ」という淳和遺詔と、「指定した薄葬方式を遵守しなかつたら崇るぞ」と威嚇する嵯峨遺詔とは、その迫力において雲泥の差がある。そこに嵯峨の絶大な権威と淳和の権威の薄弱さを読み取ることもで

きよう。

さて、神谷正昌氏は、仁明第一皇子である道康が、承和の変の五か月前に元服したことで有力な皇位継承候補者として存在感を増す一方、恒貞が皇太子で居統けられた要因として、淳和没後に祖父である嵯峨が後見していたことを挙げてい^③る。神谷氏は、嵯峨による恒貞後見の理由について、皇女正子内親王を淳和に入内させることで、両方の皇統を融合しよう^④と画策し、淳和と正子内親王との間に生まれた恒貞を即位させることで皇統を融合し一本化しようとしたのだという。しかし、淳和没後の恒貞は、前述のように嵯峨の後見がなければすぐにでも皇太子からの辞退を迫られるような不安定な立場にあつた。嵯峨が、恒貞を後見しつつ皇太子の地位を維持させたのは、神谷氏の指摘する両皇統の融合を実現しうる恒貞を即位させるためというような積極的な皇統形成策ではなかつたのではないか。仮に仁明が讓位し、皇太子恒貞が即位した場合、それまでの両統迭立の慣例から次は道康が皇太子になり、道康が即位すればその次は恒貞の皇子が皇太子になるという流れが想定されていたことになるが、嵯峨没後、画餅のような両統迭立が安定的に持続することはありえない。両統迭立は、淳和・嵯峨の権威と両上皇の協調があつてはじめて実現していたのであり、この条件の消滅、すなわち嵯峨の死が両統迭立を崩壊させることは誰の目にも明らかであつたはずである。良房ら嵯峨―仁明系、すなわち道康立太子(即位)を支持する勢力が、この流れを断ち切る動きに出

ることは当然予想されていたであろう。嵯峨が、このような状況を予知していたとすると、良房ら仁明―道康系支持勢力に抗して積極的に恒貞即位を目指したとは考えにくい。もし、嵯峨の意図がそこにあつたとするならば、嵯峨は在世中に仁明の讓位、恒貞の即位を進めようとしたはずである。しかし、嵯峨がそうはせず、恒貞を皇太子のままにしておいたのは、即位させるか否かを含めて恒貞の処遇を自身の没後の政權に委ねたとみるべきであろう。その際、恒貞の皇太子辞退を承認するなどの温和な形で決着することを望んでいた嵯峨（と淳和）は、国忌の辞退をはじめとして皇位継承問題に口を出さないロジックを遺詔で示すことで、雲行きを怪しくなっていた兩統迭立を平和的に解決する方向に誘導しようとしたのであつた。承和九年に道康が元服すると、嵯峨、皇后嘉智子・恒貞・良房らの合意に基づき、恒貞を辱めない（廢太子にしない）処遇を条件とした皇太子辞退・道康立太子を平和裏に進める政治的条件が整い、現実にするのも夢ではなくなつた。しかし、仁明―道康系支持勢力にとっては、恒貞即位を阻止するクーデターを実行に移す政治的条件が整つたことにもなり、後は絶大な權威を持つ嵯峨の存在が、クーデター実行の最後のプレーキとなつていた。そして、ついに宮廷社会の balanサーとしての役割を果たしてきた嵯峨が没すると、恒貞即位に伴う「藩邸の旧臣」勢力の再登場を阻むべく、良房ら仁明―道康系官人による恒貞廢太子と恒貞系官人の大量追放というクーデターが実行された。それこそが承和の変で

あつた。

嵯峨遺詔が出された後、遺詔に従つて葬送が行われた。承和十（八四三）年七月十五日は嵯峨の周忌正日に当たる日だったが、仁明と太皇太后橘嘉智子の本命日と重なるとして忌避されることになつた。すると、嵯峨遺詔（「無_レ拘_二俗事_一」）を盾に源信ら嵯峨皇子たちは、周忌正日の十五日に行うよう抗議したものの、藤原良房らの議定によつて十四日に実施されることになつた。これは嵯峨遺詔の反故であり、遺詔違反という嵯峨が祟りを起こす条件を満たす行為であつた。だが、十四日に周忌法会を開催したことで嵯峨の祟りとしての「物怪」が出現した徴証はない。政權側の演出という側面から考えると、良房ら政府首脳は、嵯峨遺詔に違反する形で周忌法会を実施し、それに対して嵯峨が祟らなかつた事実を示すことによつて、仁明―道康系支持勢力が中心となつた政權の権力の強さを（変で追放されずに未だ宮廷社会に存在する旧恒貞系支持勢力を含めた）全官人へと知らしめることに成功した。嵯峨が自身の祟り化を防ぐために用意した「遺詔遵守」のロジックは、政權の力を誇示するために逆手にとつて利用されたのであつた。この延長線上に、嵯峨遺詔の否定を公式に宣言する「卜筮を信ずべき朝議」が出されることになる。

第三節 卜筮を信ずべき朝議とその意義

本節では、承和十一（八四四）年八月五日に「無_レ信_二卜

「筮」と命じた嵯峨遺詔を否定し、「卜筮所_レ告、不_レ可_レ不_レ信」を宣言する「卜筮を信ずべき朝議」について取り上げたい。「続日本後紀」は、大納言良房の諮問と文章道学者二人の答申を受けて、卜筮を肯定することに決したという記事載せる。次に全文を掲げる。

文章博士從五位上春澄宿祢善繩、大内記從五位下菅原朝臣是善等、被_二大納言正三位藤原朝臣良房宣_一稱、先帝遺誡曰、世間之事、每_レ有_二物怪_一、寄_二崇先靈_一、是甚無_レ謂也者、今_レ隨_レ有_二物怪_一、令_二卜筮_一、先靈之崇明_二于卦兆_一、臣等擬_レ信、則忤_二遺詔之旨_一、不_レ用則忍_二当代之咎_一、進退惟谷、未_レ知_二何從_一、若遺誡後有_レ可_レ改、臣子商量、改_レ之耶以否、由_レ是略引_二古典証摠之文_一曰、昔周之王季、既葬後有_レ求而成_レ變、文王尋_レ情奉_レ之也、先靈之崇不_レ可_レ謂_二母_一、又有_二幽明異道、心事相違者_一、如_二北齊富豪梁氏_一是也、臨_二終遺言_一、以_二平生所_レ愛奴_一為_レ殉、家人從_レ之、奴蘇言、忽至_二官府_一、見_二其亡主_一、々曰、我謂、亡人得_レ使_二奴婢_一、故遺言喚_レ汝、今不_二相聞_一、當_二白_レ官放_レ汝、々謂_二家人_一、為_レ我修_レ福云々、又春秋左氏伝、魏武子有二_レ嬖妾_一、無_レ子、武子疾、命_二其子顛_一曰、必嫁、病困則更_レ曰、必以為_レ殉、魏顛扞_レ之、從_二其治_一也、謂_二病未_レ至_一困也、遂得_二老夫結_レ草之報_一、尚書曰、女(汝カ)則有_二大疑_一、謀及_二卿士_一、謀及_二卜筮_一、白虎通曰、定_二天下之吉凶_一、成_二天下之壘々_一、莫_レ善_二於蓍龜_一、劉梁弁和同論曰、

夫事有_二違而得_レ道、有_二順而失_レ道、是以君子之於_レ事也、無_レ適無_レ莫、必考_レ之以_レ義、由_レ此言_レ之、卜筮所_レ告、不_レ可_レ不_レ信、君父之命、量_レ宜取捨、然則可_レ改_レ之、復何疑也、朝議從_レ之、

(『続日本後紀』承和十一(八四四)年八月乙酉(五日)条)
この朝議を適切に読み解くために、すでに詳細な分析を加えた山下克明氏・藤原克己氏の研究を参考にして簡潔にまとめてみたい。

(一) 文章博士春澄善繩・大内記菅原是善への大納言藤原良房の諮問

先帝嵯峨の遺誡には「世間では物怪が発生するたびに先靈の祟りだと騒ぐが、それはまったく根拠のないことである」(傍線部①)とあるが、現状では、「物怪」が発生するたび「所司」(陰陽寮・神祇官)に卜筮させると、「先靈之崇」(具体的には天皇・皇后・皇太子などの山陵の祟り)という明確な結果が出る(傍線部②)。記事から離れて具体例を挙げれば、「物怪」が卜占により柏原山陵の祟りであるとされたため遣使山陵が行われ(『続日本後紀』嘉祥三(八五〇)年三月壬辰(十四日)条)、「怪異」が卜占により深草山陵(仁明)の汚穢によるとされたため遣使山陵が行われた(『文德実録』天安二(八五八)年三月癸酉(十二日)条)。記事に戻って、我々廟堂の公卿が、この卜筮の結果を信じようとすれば遺詔に背くことになり、卜筮の結果を無視すれば仁明に咎が及ぶというジレンマに陥り、進退窮まってしまう。そこで良房は、

遺誡をのちに改定する必要があるが生じた場合、公卿で検討して改定することが許されるものかどうか、先例を古典に求めてほしいと学者二人に諮問したのである。

(一) 二人の答申

「古典証拠之文」は次の通りである。①殷時代、周の季歷(王季)の葬送後、墳土が流れて、棺が露出する変があったが、子息の昌(文王)は、群臣百姓に拜させるために三日間そのままにしたことがあった。これは遺言違犯であると思われるから、「先靈之崇」(亡父王季の崇)がなかったとはいえない。この故事について、二人は遺言違犯に対して先靈の祟りが出現したと推測している。②北斉の富豪梁氏は臨終にさいして「生前愛した奴隷を殉死させてほしい」と遺言し、家族はそれに従ったが、殉死した奴隷が蘇生して「死んだらすぐに閻魔の法廷で亡主に会った。亡主は『亡人でも奴婢を使役できると聞いたから遺言してお前を喚んだのだが、もう必要ないから閻魔法廷に言ってお前を解放しよう。家族に私の幸福を祈るよう伝えてくれ』と語った」という。この故事は、遺言を遵守した遺族に対し、亡者自身が遺言を否定したというものである。③『春秋左氏伝』に、「魏の武子の愛妾には子がなかった。武子が病んだとき子の頼に『かならず嫁がせよ』と命じ、病が重篤になると今度は『かならず殉死させよ』と命じ、頼が嫁がせることを選択したところ、秦との戦闘で亡父の霊が草を結んで敵将をつまずかせ、頼に手柄を立てさせた」とある。この故事は、前後で異なる遺言を遺族が選択し

て実行し、よい結果になった、すなわち遺言は否定できるということを示している。④『尚書』(『書経』)には、「大疑」があった場合「卜筮」に従え」とあり、⑤『白虎通』には、「天下の吉凶を定め、天下を前進させるには蓍龜(≡卜筮)が一番」とあり、⑥⑤は「卜筮を信ぜよ」と説いている。⑥劉梁の『弁和同論』には、「物事には指示に違反してうまくいくこともあれば指示通りやって失敗することもある。君子たるもの事に当たるときには、熟考して正しい道を見出さなければならぬ」とある。この故事を二人は、遺言を守るか守らないかは、事に直面した者が「義」の立場から決断すべき事を説いているとみる。

二人が「古典」から抽出した論理を整理すれば、(一)遺言に違反したら「先靈之崇」が出現する(①)、(二)しかし遺言に違反してよい結果がもたらされる場合がある(②③)、(三)卜筮は信じなければならぬ(④⑤)、(四)最終的には当事者の「義」にもとづく決断である(⑥)、ということになる。この論理から二人は、次の結論を導き出す。すなわち、卜筮が示すことは信じないわけにはいかず、また君主と親の遺命は、適宜取捨し改めるべきは改めてもよいのであるから、嵯峨遺詔を否定しても何ら問題はない。

(三) 朝議の決議と狙い

これらの二人の答申に従って、朝議によって嵯峨遺詔を改め、今後は広く卜筮一般を信じることとした(傍線部③)。「続日本後紀」の記事はここまでであるが、この朝議が仁明に奏

聞され、天皇の詔として発布されることになる。

ここで注目すべきは、実際に出された嵯峨遺詔の内容と、良房の諮問に引かれた「先帝遺詔」の「世間之事、毎_レ有_二物怪_一、寄_二崇先靈_一、是甚無_レ謂也」とが一致していない点である。実際の嵯峨遺詔の中には、前述のように「物怪」や「先靈之崇」などの文言が見られず、また遺詔が対象とする卜筮は、自身の葬送儀礼に関わるものを指していたと考えられる。嵯峨「遺詔」と嵯峨「遺詔」はどのような関係にあるのだろうか。二つの可能性が考えられる。

一つは、遺詔と遺詔は別物とみる立場である。遺詔は、嵯峨が皇位継承問題を念頭に置いて葬送の仕方について指示し、遺詔を遵守すれば自身は崇らなないと約束したものであり、一方遺詔は、遺詔とは別物の、宇多が醍醐に与えた『寛平御遺詔』のような政治的な訓誡であって、そのなかに「物怪」を「先靈之崇」とする卜筮を信じるな」という一条が含まれていたと捉える。こう考えると朝議は、「物怪」を「先靈之崇」とする卜筮を信じるな」と指示する嵯峨遺詔を否定し、「物怪」や「先靈之崇」に限らない卜筮一般を肯定するものとみることができる。

もう一つは、遺詔と遺詔は同じものであるが、葬送方式に関して「卜筮を信じるな」と限定的に論じた嵯峨遺詔を、良房ら政府首脳が卜筮一般、先靈の崇り一般に拡大解釈して創作したものが、良房諮問に引用された章句であり、本体の嵯峨遺詔にはなかった改竄された文言である、とみる立場であ

る。拡大解釈して改竄または創作した章句であるが、嵯峨遺詔には拡大解釈を可能にする一文が盛り込まれていた。遺詔最後の「他不_レ在此制中者、皆以_二此制_一、以_レ類從_レ事」である。すなわち、遺詔に書かれていないことであっても、この遺詔の趣旨から類推して執行せよと命じているのである。この最後の一文を抛り所に、良房らは嵯峨遺詔の「無_レ信_二卜筮_一」を拡大解釈して、「世間之事、毎_レ有_二物怪_一、寄_二崇先靈_一、是甚無_レ謂也」の文言を案出し、朝議によってそれを否定する中で、「物怪」や「先靈之崇」に限らない卜筮一般を肯定するものとみるのである。二つの可能性はどちらであっても結果には変わらないが、私は後者を採用したい。

こうして良房ら政府首脳は、承和十一(八四四)年になって「卜筮を信ずる無かれ」という嵯峨遺詔を、葬送儀礼に関する卜筮から「物怪」をはじめとする災異一般に対する卜筮に拡大解釈したうえで、中国の故事を抛り所に、朝議すなわち公卿集団全体の合意のもとに否定したのであった。淳和・嵯峨は遺詔によって自身は崇らなないと約束しており、二年前の承和の変によって嵯峨系皇統への一系化は達成されていた。嵯峨―仁明系以外の、平城以前の天皇の子孫にもはや皇位継承資格ありとはみなされない状況になっていたため、先靈の崇りが皇位継承問題に関わって現れることはない。つまり良房は、卜筮(を介した先靈の崇り)によって皇位継承が揺らぐ(あるいは宮廷社会が分裂する)可能性の低い今の政治状況だからこそ、卜筮の信用性を高める朝議の決議に踏み

出せたのであろう。このように、皇位継承問題に関わる先靈の崇りへの危険性が払拭されていたことよって、良房ら政府首脳が「卜筮を信ずべき朝議」の策定へ踏み出せたのである。

(四) 朝議に至るまでの過程

最後に、淳和遺詔が出されてから、嵯峨遺詔の否定に伴って卜筮が肯定されるに至るまでの過程を考えてみたい。前述のように朝議の記事にみえる「遺誠」と嵯峨による「遺詔」が基本的に同一のものであると考えるならば、二つの可能性がある。

一つ目は次のような考え方である。山陵の崇りや災異の増加など卜筮を必要とする状況が広がっていたにも関わらず、その卜筮の権威強化を阻むものとして貴族たちを意識されていたのが、自身の葬送に限定された卜筮とはいえ卜筮を否定する文言が含まれた嵯峨遺詔であった。そして、遺詔の影響を受けて宮廷社会には、卜筮一般を疑問視する空気も少なからず存在していた。遺詔内の卜筮が、あくまで嵯峨自身の葬送に関わる卜筮でありながら、卜筮一般を疑問視する空気が生まれた要因は「遺詔に書かれていないことであつても、この遺詔の趣旨から類推して執行せよ」と命じている部分が遺詔内にあつたからである（「他不_レ在此制中_一者、皆以_レ此制_一、以_レ類從_レ事_一」。この文言が、卜筮の是非に対する貴族たちの解釈に揺らぎを生じさせ、卜筮一般を疑問視する空気が徐々に広がつたのである。ちなみに、貴族たちにとって嵯峨

遺詔は、特別なものであつたはずである。当時、嵯峨系皇統は承和の変によつて直系皇統の地位を確立し、「嵯峨—仁明—文徳」と続く皇位継承路線を確実なものとしていた。そういう意味で、現天皇仁明の父であり嵯峨系皇統の祖でもある嵯峨は、国忌を拒否するなど権威ある先帝となることに抵抗しながらも、やはり特別な存在として貴族たちから崇敬され、その遺詔も共に権威あるものとして受けとめられていたはずである。この空気を一掃し、卜筮の権威を回復・強化するには、朝議（公卿全体の意思）という公的な手続きを経て嵯峨遺詔を否定することが必要だった。そこで良房らは、自身の葬送儀礼に関わる卜筮ではあるものの、それを巧みな論理展開をもつて災異一般の卜筮に拡大解釈して「卜筮を信ずべし」とした、と考えるのである。しかし、この考え方は、承和の変による混乱の危機を脱した宮廷社会の貴族、中でも嵯峨遺詔のロジックを逆手にとつて自身の権力を誇示することに成功した良房ら政府首脳が、嵯峨遺詔によつて実際に思想・行動を規制されていたかどうか、少々疑問な点も拭えない。

そこで、もう一つは次のように考える。山陵の崇りや災異の増加など卜筮を必要とする状況が広がつたため、卜筮の権威を強化する必要性が高まつた。そこで、良房ら政府首脳は、かつて政権の権力を誇示するために利用した嵯峨遺詔に再び注目した。なぜなら、遺詔には「卜筮を信ずべからず」という文言があつたからである。遺詔に書かれた卜筮は、嵯峨の

葬送儀礼に関わるものであって、その葬送儀礼も二年前に既に行われており、もはや遺詔はその役割を終えていた。しかし良房らは、遺詔に書かれた「卜筮を信ずべからず」を、卜筮の権威強化のために利用価値のある文言として判断し、あえて過去の遺詔を持ち出して朝議の中心に据えた。嵯峨は、現天皇仁明の父であって、現皇統の祖として権威ある存在であり、嵯峨遺詔は確かに役割を終えているものの、特別に権威あるものとして映るはずである。良房らは、そのような権威ある嵯峨遺詔を否定する過分な内容を盛り込んだとしても、貴族たちが卜筮の必要性を共感している状況を加味すれば、賛同を得られるという自信があった。良房らの読み通り、朝議は採択されることとなり、「権威ある嵯峨遺詔の否定」という付加価値が加わった特別な朝議としての位置づけを得ることに成功した。遺詔内にみえる「卜筮を信ずべからず」を否定しつつ、卜筮の対象を災異一般にまで拡大解釈できる論理構成を組み立てて、遺詔の権威を借りながら卜筮の信用性を高めようとした、と考えるのである。この考え方は、承和の変の直後に嵯峨遺詔を反故にしてみせた良房ら政府首脳の行動と軌を一にするものであり、私は後者の考え方を採りたい。

前者は、嵯峨遺詔の内容(「卜筮を信ずべからず」)が貴族たちの思想・行動を実際に規制して、卜筮を疑問視する空気が宮廷社会に広がっていたと考える場合、後者は、嵯峨遺詔自体は過去のものとなっているが、卜筮の権威を高める必要

性に駆られた良房ら政府首脳によって遺詔の「卜筮を信ずべからず」の文言が利用されたと考えられる場合である。二つの可能性はあくまで推論であるが、どちらにせよ良房ら政府首脳にとって卜筮の権威を強化することが、朝議の主要な目的であったことは疑いない。

さて、さらなる問題は、「なぜ良房ら政府首脳が嵯峨遺詔の否定に固執し、卜筮を積極的に活用する方向に舵をきったのか」である。この問題については続稿で詳論する予定であるが、ここでは結論だけ述べておく。朝議が行われた承和十一年段階で、卜筮を必要とする災異や軍事に関わる非常事態、すなわち①増加する災異、②奥羽地域における俘囚の騷擾、③新羅賊船の来航などが大きな政治課題として浮上していた。これらの非常事態に対して、その発生原因を特定して確信をもって対応策を策定するためには、卜筮が示す権威ある指針が必要不可欠であり、その信用性を高めることは至上命題であった。「卜筮を信ずべき朝議」の意義はこの点にあったのである。

おわりに

最後に、これまで述べてきた内容をまとめて稿を閉じたい。九世紀初頭、宮廷社会では相次いで発生する山陵の祟りが問題化したが、その背景には、(光仁即位から続く)不安定な皇位継承問題が潜んでいた。天応元(七八一)年、本来直

系資格のない桓武が即位する。種々の政治改革に絶大な指導力を發揮した桓武ではあるが、弟の早良をはじめとした怨靈の祟りに苦しむとともに、自身の新皇統の正当化と権威付けに努力を重ねる。桓武は、自身の三人の皇子による兄弟間での皇位継承を構想し、特に淳和と嵯峨の間では、貴族たちの分裂を避けようと協動的な皇位継承が進められた。しかし、この両統迭立による皇位継承は、淳和・嵯峨の死をきっかけとしてそのバランスが崩れる危険性を孕んでいた。事実、天長三（八二六）年の恒世死去や道康誕生により、嵯峨系が直系皇統としての優位性を持ち始める。

そこで淳和は、承和七（八四〇）年、皇太子恒貞親王に遺詔した。異例ともいえる山陵の破棄と散骨指示の裏には、自身の没後、淳和系皇統の存続が困難であることを予知し、自身の祟りを口実とする皇位を巡る争いを未然に防ごうとする意図が隠れていた。

淳和遺詔は、自身の祟り化を防ぐものであったため、遺詔が出されてからも山陵の祟りは起きている。政権は、恒貞系支持官人の意思を反映するために、卜筮によって山陵の祟りを表出し鎮謝するという一連の流れを演出して、その意思を肯定的に容認することを示そうとした。

このような状況のもと、承和九（八四二）年に嵯峨遺詔が出される。それは、淳和遺詔とは違って、葬送儀礼の内容や葬送に関わる卜筮の禁止など、種々の指示を守らなければ自身が祟る可能性を示唆して威嚇する一方、葬送を実施する側

に祟りの原因を転嫁することによって祟りを防ごうとするものであった。注目すべきは、「遺詔遵守」という祟り化を防ぐ絶対条件を公的に示し、それ以外の場合には祟らないことを宣言した点である。祟る条件をあえて示せば、貴族たちはその条件にあてはまらない行動をとればいいのであり、結果的に自身の祟り化を防ぐことができる。その狙いは、自身の没後、結果として嵯峨系皇統へ一本化される事態となった場合、その始発点として権威を付加されうる自身の存在が、祟りとして政治利用されて宮廷社会の秩序を攪乱するに至る状況を防ぐことにあった。さらに淳和・嵯峨は、官人に皇統意識を喚起させる存在となる国忌に組み入れられることを拒み、皇位継承の在り方へ口出しする先帝とならないよう配慮した。兩上皇の遺詔にみえる、この二重の祟り化への抵抗策は、雲行きが怪しくなった皇統迭立の平和的な解決（嵯峨系皇統への一本化）を目指すものであった。

しかし、兩上皇の願いと裏腹に、嵯峨遺詔の二日後に承和の変が起きる。この変によって恒貞廢太子、嵯峨一仁明系の道康立太子、そして恒貞系支持の官人たちが大量に追放され、嵯峨系皇統への一本化と良房ら仁明系支持の官人たちによる政権が誕生する。この時、良房ら政府首脳は、あえて嵯峨遺詔に反した形で葬送儀礼を行い、嵯峨の祟る条件を整えた上で、実際には祟らなかつた事実を示すことによって、権力の強さを誇示することに成功した。

そして、承和十一（八四四）年、良房ら政府首脳は「卜筮

を信ずる無かれ」という嵯峨遺詔を、葬送儀礼に関する卜筮から、「物怪」をはじめとする災異一般に対する卜筮に拡大解釈したうえで、中国の故事を拠り所に、朝議すなわち公卿集団全体の合意のもとに否定した。この朝議は、先の承和の変の場合と同じく、嵯峨遺詔の威厳を利用することで、宮廷社会における良房ら政府首脳のパワーの強化を図ると同時に、卜筮一般の信用性を高める効果を果たすものであったといえる。朝議の狙いは、卜筮一般を宮廷社会で信用するに足るものとして確立させることにあり、その効果を最大限に引き出すために、嵯峨遺詔の否定という形式を採ることで権威づけが図られたのである。

註(1) 『続日本後紀』承和十一年(八四四年)八月乙酉(五日)条。

- (2) 和田軍一「上代に於ける薄葬思想の発展」(『史学雑誌』第四七編第四号 一九三六年)、辻善之助「日本文化史」第二卷 春秋社 一九六九年、福永光司「平安時代の道教学」(『道教と日本文化』人文書院 一九八二年)、新谷尚紀「日本人の葬儀」(紀伊国屋書店 一九九二年)、山田邦和「淳和・嵯峨而上皇の薄葬」(『花園史学』第二十号 一九九九年)ほか。
- (3) 西山良平「(陵寺)の誕生—嘉祥寺再考—」(大山喬平教授退官記念会編『日本国家の史的特質 古代・中世』思文閣出版 一九九七年)。

- (4) 山下克明「災異・怪異と天皇」(『天皇と王権を考える 8. コスモロジーと天皇』岩波書店 二〇〇二年)。同「陰陽道の成立と儒教的理念の衰退」(『平安時代陰陽道史研究』思文

閣出版 二〇一五年(初出『古代文化』五九—二二〇〇七年)。

- (5) 山下克明「陰陽道の成立と儒教的理念の衰退」(『平安時代陰陽道史研究』思文閣出版 二〇一五年(初出『古代文化』五九—二二〇〇七年))。

- (6) 山本大介「嵯峨・淳和上皇遺詔—崇る山陵と王の身体を巡って—」(『文化継承学論集』創刊号 明治大学大学院文学研究科 二〇〇四年)。

- (7) 中川久仁子「淳和天皇—遺詔を通してみる人物像—」(『佐伯有清先生古稀記念会編『日本古代の社会と政治』吉川弘文館 一九九五年)。

- (8) 山下克明「災異・怪異と天皇」(『天皇と王権を考える 8. コスモロジーと天皇』岩波書店 二〇〇二年)。

- (9) 河内祥輔「古代政治史における天皇制の論理」(吉川弘文館 一九八三年)、神谷正昌「承和の変と応天門の変—平安初期の王権形成—」(『史学雑誌』第一一一編第一号 二〇〇二年)、春名宏昭「古代の皇位継承」(『歴史と地理』七一五号「日本史の研究」二六一 山川出版社 二〇一八年)ほか。

- (10) 『日本後紀』延暦十一年(七九二年)六月癸巳(十日)条。

- (11) 註9河内論文を参照。

- (12) 註9神谷論文を参照。

- (13) 春名宏昭氏によれば、この事件によって、奈良時代には天皇と同等の権威・権限を有していた太上天皇が、これを契機に政治的に大きく後退して天皇大権が天皇一人に集約されるようになったとする(春名宏昭「太上天皇制の成立」(『史学雑誌』第九九編第二号 一九九〇年))。しかし、平城は復位しようとする嵯峨に挑戦しており、もし平城が天皇大権を持っていないならば、嵯峨はそれに服従しなければならないはずで、

そもそも天皇大権を上皇と天皇がともに持つということとは国家権力の単一性から言ってあってはならない。よって、兩者の対立は、嵯峨と平城が単一の天皇大権を争奪しているというところに他ならず、奈良時代以降、太上天皇も天皇と同等の権力・権威を握っていたとする説には賛同しがたい。

(14) 『続日本後紀』承和七(八四〇)年五月戊子(十三日)条によると大原野西山嶺上にて散骨が実行されている。

(15) 註2山田論文、註6山本論文、註5山下論文を参照。

(16) 註6山本論文を参照。

(17) 『日本紀略』大同五(八一〇)年七月乙丑(二十七日)条。

(18) 『日本紀略』大同五(八一〇)年七月丁卯(二十九日)条。

(19) 『日本紀略』大同五(八一〇)年七月戊辰(三十日)条、八月己巳(朔日)条。

(20) 『日本紀略』大同五(八一〇)年七月丁巳(十九日)条。

(21) 『日本紀略』弘仁十四(八三三)年四月庚子(十六日)条。

(22) 森正人氏によれば「物怪」とは、「神仏、その他正体の明らかでない超自然的な存在が人間の振る舞いに怒りや不快を覚えていることを告げ知らせる、あるいはのちに大きな災い que 起きるのである」ことを予告するための変異である(森正人「モノノケ・モノノサトシ・物怪・怪異」(『国語国文学研究』二七号 一九九一年)。そのため、「物怪が何の予兆であるのか」「いかに対処すべきか」に関心の注がれる存在であった。物怪を生み出す主体として恐れられたのが山陵の祟りである。

(23) 註9河内論文を参照。

(24) 註7中川論文を参照。

(25) 『続日本後紀』承和八(八四一)年五月壬申(三日)条。

ちなみに、「卜筮を信ずべき朝議」の中では「今随_レ有_レ物怪_一、令_二所司_一卜筮_上、先靈之崇明_二于卦兆_一」とあり、「物怪」||「先

靈之崇」としていることが読み取れる。

(26) 『続日本後紀』承和八(八四一)年十月乙未(二十九日)条。

(27) 註6山本論文を参照。

(28) 藤原克己「『続日本後紀』の嵯峨遺詔」(池田温編『日本古代史を学ぶための漢文入門』吉川弘文館 二〇〇六年)。

(29) 註6山本論文を参照。

(30) 福井俊彦「承和の変についての一考察」(『日本歴史』二六〇 一九七〇年)、註9神谷論文を参照。

(31) 今正秀『日本史リブレット15 藤原良房』山川出版社 二〇一二年)。

(32) 『続日本紀』延暦十(七九二)年三月癸未(二十三日)条。

(33) 服藤早苗「山陵祭祀より見た家の成立過程」(『家成立史の研究』校倉書房 一九九一年)。

(34) 藤堂かほる「律令国家の国忌と廃務―八世紀の先帝意識と天智の位置づけ―」(『日本史研究』四三〇 一九九八年六月)。

(35) 註9神谷論文を参照。

(36) 『続日本後紀』承和九(八四二)年七月丁未(十五日)、戊申(十六日)条。

(37) 『続日本後紀』承和十(八四三)年七月辛丑(十四日)条。

(38) 註28藤原論文、註4山下論文を参照。

(広島城北学園 広島城北中・高等学校)